

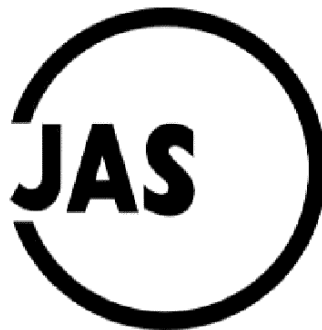
接着たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この表示の様式及び表示の方法は、取扱業者及び外国取扱業者が日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 10 条第 1 項及び同法第 30 条第 1 項の規定に基づき行う接着たて継ぎ材の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 格付の表示の様式

格付の表示の様式は図 1 とし、次の a) から d) までのとおりとする。



認証機関名

図 1—接着たて継ぎ材の格付の表示の様式

- a) 円の外径は、25 mm 以上としなければならない。
- b) 円の縁の幅は、円の外径の 1/20 とししなければならない。
- c) JAS の文字の高さは、円の外径の 3/10 とししなければならない。
- d) 認証機関名は、略称を記載することができる。

3 格付の表示の方法

各本ごと又は各こり毎に、材面の見やすい箇所に付さなければならない。

制定等の履歴

制 定：令和3年2月24日農林水産省告示第294号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和3年2月24日農林水産省告示第294号

令和3年3月26日から施行する。